

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 78 号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成 4 年岩手県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第 2 条 岩手県立福祉の里センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週月曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>	<p>(休館日)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 1 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、岩手県立福祉の里センター（以下「センター」という。）を、臨時に休館することができる。</u></p>
<p>2 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。</p>	
<p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>管理者は、必要があると認めるときは、第 1 項の使用時間を臨時に変更することができる。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、第 1 項の使用時間を臨時に変更することができる。</u></p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、福祉の里センター使用許可（変更）申請書（様式第 1 号）を使用しようとする日の 6 月前から 14 日前までに管理者を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとする者であるときは、前項の規定にかかわらず、使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。</u></p>	
<p>第 5 条 <u>条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、福祉の里センター内行為許可（変更）申請書（様式第 2 号）を管理者を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(許可書の交付)</p> <p>第 6 条 知事は、<u>条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「許可」という。）をしたときは、福祉の里センター使用（変更）許可書（様式第 3</u></p>	

<p>号)又は福祉の里センター内行為(変更)許可書(様式第4号)を管理者を経由して交付するものとする。</p>	
<p>2 条例第2条第1項の規定による許可が個人使用に係る許可であるときは、前項の規定にかかわらず、福祉の里センター利用券(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(許可書等の提示)</p>	
<p>第7条 許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、センターの施設を使用しようとするとき、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為(以下「センター内行為」という。)をしようとするときは、福祉の里センター使用(変更)許可書、福祉の里センター内行為(変更)許可書又は福祉の里センター利用券を管理者に提示しなければならない。</p> <p>(許可の条件)</p>	<p>(許可の条件)</p>
<p>第8条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用若しくはセンター内行為を終了したとき、又は条例第5条の規定により使用若しくはセンター内行為の許可を取り消されたときは、管理者の指示に従って速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする管理者の指示に従うこと。</p> <p>(職員)の立入り)</p>	<p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第5条の規定により使用若しくは当該行為の許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。</p> <p>(指定管理者による立入り)</p>
<p>第9条 管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中のセンターの施設内にその職員を立ち入らせることができる。</p> <p>(附属の設備の使用料)</p>	<p>第6条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中のセンターの施設内にセンターの管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。</p> <p>(附属の設備の利用料金の上限額)</p>
<p>第10条 条例別表第2及び別表第3に掲げる附属の設備の使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(使用料の徴収時期)</p>	<p>第7条 条例別表第2及び別表第3に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。</p>
<p>第11条 使用料(附属の設備に係るものを除く。)は、許可の際に徴収する。</p>	
<p>2 附属の設備の使用料は、知事が指定する時期に徴収する。</p> <p>(条例第7条の規則で定める者)</p>	<p>(条例第7条の規則で定める者)</p>
<p>第12条 [略]</p> <p>(使用料の免除及び還付)</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>(利用料金の免除及び還付)</p>

<p>第13条 条例第7条又は第8条の規定により、<u>使用料</u>の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、<u>福祉の里センター使用料免除（還付）申請書（様式第6号）</u>を知事に提出しなければならない。ただし、条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに前条各号に掲げる者が個人使用に係る<u>使用料</u>の全部又は一部の免除を受けようとする場合については、これらの者であることを証する書面又は手帳の提示をもって当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">（損傷等の届出）</p>	<p>第9条 条例第7条又は第8条の規定により、<u>利用料金</u>の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、<u>指定管理者</u>が定めるところにより、申請しなければならない。ただし、条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに前条各号に掲げる者が個人使用に係る<u>利用料金</u>の全部又は一部の免除を受けようとする場合については、これらの者であることを証する書面又は手帳の提示をもって当該申請に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">（損傷等の届出）</p>
<p>第14条 <u>使用者等</u>は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>	<p>第10条 <u>許可を受けた者</u>は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備（屋外用）	1式1時間までごとに	円 264	円 636
机	1台5時間までごとに	36	84
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	24	48
16mm映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	36	84
スライド映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	60	120
茶道具セット	1式1時間までごとに	84	144
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	36	
バレーボール用具	1式1時間までごとに	36	
バドミントン用具	1式1時間までごとに	36	
卓球用具	1式1時間までごとに	60	
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	60	
アキュラシー用具	1式1時間までごとに	36	
インディアカ用具	1式1時間までごとに	36	
オリエンテーリング用具	1式1時間までごとに	36	
グラウンドゴルフ用具	1式1時間までごとに	36	

クロリティー用具	1式1時間までごとに	36	
ゲートゴルフ用具	1式1時間までごとに	36	
シャフルボード用具	1式1時間までごとに	36	
ソフトバレーボール用具	1式1時間までごとに	36	
ターゲット・バードゴルフ用具	1式1時間までごとに	36	
ディスクゴルフ用具	1式1時間までごとに	36	
トランポビクス用具	1式1時間までごとに	36	
ピロポロ用具	1式1時間までごとに	36	
ビーンボウリング用具	1式1時間までごとに	36	
フリーテニス用具	1式1時間までごとに	36	
フリーブロー用具	1式1時間までごとに	36	
ペタンク用具	1式1時間までごとに	36	
ボックスホッケー用具	1式1時間までごとに	36	
ユニカール用具	1式1時間までごとに	36	
ローンボウルス用具	1式1時間までごとに	36	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。